

4月定例教育委員会会議録

- 1 日程 令和6年4月22日（月）
- 2 場所 藤井寺市役所 3階 会議室305
- 3 案件
 - 日程第1 会議録署名委員の指定について
 - 日程第2 前回教育委員会会議録の承認について
 - 日程第3 教育長の報告について
 - 日程第4 議案第11号 令和7年度使用教科用図書(中学校)採択事務について
・・・資料1～7(学校教育課)
 - 日程第5 議案第12号 令和6年度 教職員研修に関する方針について
・・・資料8(学校教育課)
 - 日程第6 報告第5号 藤井寺市教育委員会事務局事務処理規程の一部改正について
・・・資料9(教育総務課)
 - 日程第7 報告第6号 藤井寺市教育委員会公印規則の一部改正について
・・・資料10(教育総務課)
 - 日程第8 報告第7号 人事異動の専決処分の承認を求めることについて
・・・資料なし(教育総務課・こども施設課)
 - 日程第9 報告第8号 藤井寺市青少年指導員の委嘱について
・・・資料11(生涯学習課)
 - 日程第10 報告第9号 史跡古市古墳群整備検討委員会委員の委嘱について
・・・資料12(文化財保護課)
 - 日程第11 報告第10号 令和6年度一般会計予算について
・・・資料13(教育総務課)
 - 日程第12 報告第11号 教育委員会の後援名義等使用について
・・・資料14(教育総務課)
 - 日程第13 その他報告事項
令和6年度第1回定例市議会一般質問について
・・・資料15(教育部長・教育監)
- 4 出席委員

教育長	見浪 陽一	
教育委員（教育長職務代理者）	足立 義幸	
教育委員	富山 昌克	
教育委員	原 明子	
- 5 教育部出席者

教育部長兼次長	大山 哲也	
教育監	寺田 剛	
教育総務課長	中村 真也	
生涯学習課長	杉多 克一	
学校教育課長	岸 廣幸	
学校教育課参事	田中 守	
学校教育課長代理	山川 直人	
文化財保護課長	新開 義夫	

- | | | |
|---|----------|----------------|
| | スポーツ振興課長 | 八木 淳一 |
| | 図書館長 | 國頭 順子 |
| 6 | その他出席者 | |
| | こども未来部長 | 武廣 智雄 |
| | こども施設課長 | 井口 勝史 |
| | こども育成課長 | 村本 由香 |
| 7 | 欠席 | |
| 8 | 書記 | 教育総務課主幹 田名出 隆行 |
| 9 | 傍聴者 | 2人 |

午後2時00分 委員会開会を宣して日程に入る。

○見浪教育長

皆さん、こんにちは。それでは、4月定例教育委員会議を始めます。

はじめに、本日の会議録の署名委員ですが、富山委員よりお願いいたします。

続きまして、前回令和6年3月の教育委員会議録につきまして、ご承認いただけますでしょうか。

○委員

「全員挙手」

○見浪教育長

ありがとうございます。では、承認ということで、よろしくお願いいたします。

次に、教育長報告を行います。

新年度最初の教育委員会議ということで、事務局についてでございますが、生涯学習課長が木村課長から今回杉多課長に変わり、着任しております。よろしくお願いいたします。

○杉多生涯学習課長

4月1日から生涯学習課長を拝命いたしました杉多でございます。よろしくお願いいたします。

○見浪教育長

その他の幹部について、異動はございません。報告については以上でございます。

それでは、会議次第に従いまして議事に入ります。本日は議案が2件、報告事項が7件、その他報告事項が1件でございます。

それではまず、議案第11号 令和7年度使用教科用図書(中学校)採択事務について、学校教育課長代理、説明願います。

○山川学校教育課長代理

議案第11号 令和7年度使用教科用図書(中学校)採択事務について、ご説明させていただきます。

まず資料1-1の3月29日付文部科学省通知「義務教育諸学校における令和7年度に使用する教科用図書の採択事務処理について(通知)」をご覧ください。

本年度の採択について、文部科学省からの通知の2ページ目の通り、小学校用教科書の採択については、特別の場合を除いて「令和5年度に採択したものと同一の教科書を採択しなければならないこと」と示されております。中学校用教科書の採択については、「全ての教科書について令和5年度に採択したものと異なる教科書を採択することができること」となっています。よって今年度は、中学校用の教科書について、採択替えを伴う事務手続きをすることになります。この事務手続き内容については、後ほど説明させていただきます。

それでは、まず、資料1-2の3月29日付文部科学省からの「教科書採択における公正確保の徹底等について(通知)」では、1ページ目の7行目、採択権者である市教育委員会は、公正性・透明性に疑念を生じさせることのないよう適切に行われることが必要であることはもとより、採択結果やその理由について、保護者や地域住民などに対して説明責任を果たすことが重要となることが示されております。また、1ページ目の13行目に「令和4年度、特定の教科書発行者が採択期間中において、採択関係者に飲食を無償提供するなど、不当な利益供与を行っていた事実が確認され、利益供与を受けた採択関係者の中には、一層の公正性・透明性の確保に留意すべき立場にある教育委員会関係者や、選定委員、調査員などの教科書採択に関与する者が含まれていました。この結果、教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせ、教科書に対する信頼を大きく揺るがす事態に至ったことについては極めて遺憾である。」とあり、本市の事件に関する文言も記載されております。

令和5年3月29日には、本市が設置した教科書採択に係る第三者委員会からの答申を受け、本市における教科用図書採択手続きにおける法令順守、公正公平な採択とするため、独自のルールを定めました。ここで、資料2-1の「藤井寺市教科書採択関係者と教科書発行者との接触等のルール」について説明させていただきます。

(1)教科書発行者との接触について、教科書採択期間中は、教科書発行者との接触は禁止になります。ただし、ここでいう採択関係者とは、※3の市教委担当事務局の承認する例にあるとおり、教科書等の執筆や教科書発行者(教科書協会を含む)が主催する研修会等への参加(採択手続き期間中の研修会参加は、不可)の承認を得た教職員は除きます。また、教科書採択期間外に教科書発行者と接触することは可能ですが、報告書を学校長に提出し、学校長は報告書と聞き取りを通じて作成した報告書を市教委担当事務局へ提出することになります。また、同一教科書を採択する年度の採択期間中(採択替えに係る教科書採択手続きが行われないうちは、教科書採択期間外と同じ対応を求めることになります。接触の定義については、資料2-2のQ&Aで示しております。

続きまして、(2)教職員の教科書などの執筆について、教科書の執筆については、「依頼を受けたとしても、自ら可否の判断をしないこと。当該学校長を通じて市教委担当事務局より承諾を受けること。兼業兼職願を提出すること。」を示しております。

続いて、(3) 物品及び報酬(金銭)等の受領の禁止について、「教科書等の執筆の場合を除き、教科書発行者からの報酬(金銭)の受領、教科書発行者とともに飲食や麻雀等の遊技、ゴルフ又は旅行をすること、教科書発行者からの物品の受領、教科書発行者主催の懇親会への参加、宿泊費等の受領を認めない。」と4項目を示しております。特に、物品の受領については、教材の見本等もあり、判断は難しい部分がありますので、資料2-2のQ&Aで、具体的に示しております。

続いて、(4) 執筆、意見聴取、研修会に参加した教職員の教科書採択への関与の禁止について、これらの3つの関係のある教職員は、教科書採択事務に関与できないことを示しています。意見聴取や研修会に参加した教員の教科書採択への関わりについては、資料2-2のQ&Aで、具体的に示しております。

(5) その他については、接触に関する報告書提出と内部報告制度について示しております。ほかに、接触に関する特別事情があった際の別途協議や教職員が違反したときは懲戒処分の対象となりうることを示しております。

資料2-2のQ&Aについては、資料2の接触等のルールをさらに詳細に示したものになります。今後、学校へ通知した際に、質問などが出てくるものと考えており、その都度、Q&Aの内容は更新していくことになります。資料2-1、資料2-2については、昨年度と変更はございません。

これらのルールのもと、公正確保を徹底した教科書採択事務を実施することが、児童・生徒、保護者だけでなく、市民の皆様との信頼を築く一つになると考えております。教育委員の皆様も、教科書発行会社との接触は禁止です。自宅に訪問されても、物品や資料等を受け取らないようにしてください。また、分からないことや対応などで迷ったことがあれば、その場で市教育委員会担当事務局へ直接ご連絡いただきますようよろしくお願いいたします。

また、現在、まだ1名の教育委員が決まっていない状況にありますので、時機を見て、綱紀保持研修とともに、教科書採択に関する公正確保の徹底や藤井寺市接触等のルールを説明する機会を再度設けさせていただきます。

最後に、教育委員の皆様にも誓約書を提出いただきます。資料3をご覧ください。

本日の会議後に署名いただき、担当者までご提出いただきますので、ご協力よろしくお願いいたします。

次に、採択事務の手順について、ご説明いたします。

資料4で提示しております本市の予定でございますが、まず資料5-1にございます藤井寺市立学校教科用図書選定委員会規則第3条に基づき、選定委員会を組織しなければなりません。また、第7条に基づき調査員を任命し、採択に関する調査研究を進めてまいります。

府への報告期日は例年8月下旬となっており、本市では7月下旬ごろの採択をめざし、採択スケジュールをたてました。まず第1回の選定委員会を5月上旬から中旬に開催したいと思います。

選定委員会の委員については、資料5-2に提示させていただきました、選定委員会運営要領に示されている組織図に在ります委員を委嘱または任命したいと思います。

つきましては、資料6の選定委員名簿の方を選定委員候補者として委嘱、任命したいと考えております。こちらの選定委員の名簿につきましては、採択期間終了まで非公開となっております。取り扱いには十分気を付けていただくことと同時に、

教育委員同様、教科書発行者からの接触等が考えられる委員名簿になりますので、外部に漏らすことのないようお願いします。この委員に関する個別のご質問については、この協議内でオープンに実施することができないことをご理解ください。なお、選定委員には、第1回の会議時に、教育委員と同様に、教科書採択における公正確保について、ルールやQ & Aを示しながら説明し、全員誓約書を提出いただきます。また、規則第6条により議事録を作成・保存します。議事録は採択起案終了後、会議中の発言者名も含め情報公開とすることを選定委員にはご説明させていただきます。

藤井寺市立学校教科用図書選定委員会への、諮問内容につきましては、資料7をご覧ください。「令和7年度使用教科用図書採択に関し、藤井寺市立学校教科用図書選定委員会規則第2条の規定により、選定委員会の意見を求めます。」というものになっております。進め方としては、「別紙採択における観点を基に、府の教科用図書選定審議会が作成した選定資料を参考にしながら、調査及び研究を行う。藤井寺市教育委員会が採択する教科用図書について、調査及び研究結果を答申する。7月中旬を目処に、答申に関する作業を終了する。」となっております。

なお、選定委員会議第1回の流れにつきましては、「①議事録の作成について②選定委員の委嘱及び任命式③誓約書について④藤井寺市立学校教科用図書選定委員会規則等の説明⑤委員長・副委員長の選出⑥教育委員会諮問⑦第1回選定委員会議（1）公正確保について（接触等のルール、Q & A）（2）調査員の人数の決定及び任命について（3）教科用図書採択事務日程（4）教科用図書選定資料について」の流れで進めて参ります。

今後のスケジュールですが、再度資料4をご覧ください。

まず①第1回選定委員会議を5月上旬から中旬に、②調査員の任命と説明を5月中旬から下旬に、③調査員による個人研究期間を約2週間、種目別グループ研究を約3週間行い、調査資料の作成を6月中旬までに行います。④調査資料の提出を受けて、第2回選定委員会議を7月の中旬までに行い、教育委員会に答申を頂くこととなります。⑤答申等を基に、7月下旬に教育委員会議を開き、令和7年度使用いたします教科用図書を採択します。⑥なお、各中学校の意見や教科書センターにおける意見につきましても、教育委員会で集約し参考といたします。

ここで言う教科書センターとは、市立図書館とし、教科書展示会を開催し、だれでも気軽に閲覧できる教科書の常設展示場といたします。6月初旬より法定外展示として展示会を開始し、6月14日からは、法定展示として14日間展示する予定になっています。

以上、令和7年度使用教科用図書(中学校)採択事務について、ご審議よろしくお願いたします。

○見浪教育長

ただ今の件について、委員の皆さま、何かご質問等ございますか。

○足立委員

教育委員会から教科書業者に対して注意喚起は、きちんとなされているのでしょうか。私達にこういうルールのもとにやっていきますので守ってくださいということはもちろん必要なことだと思うのですが、藤井寺市は問題が起こったところであ

りますので、教科書業者に対しても、こういうルールをもとにやっていきますので、基本的には接触しないでくださいということを伝えていただきたいと考えているのですが、どうなっていますか。

○岸学校教育課長

今回ルールを決定させていただいた際に、小学校、中学校の両方ですけども、それぞれ全ての関係する教科書会社にメールでこのルールの内容を送付させていただきました。そしてホームページにも掲載させていただいているということもメールの本文中にも記載して説明させていただいています。

また、期間外に教科書会社の方が市役所や学校に訪問することもあるのですが、その際にもそういったルールについて説明させていただいております。

○足立委員

非常に紛らわしい感じがするのですが、教科書業者の方がこの時期に学校に伺うことがあるのはなぜなのか。

○岸学校教育課長

例えば、小学校は昨年度の採択を受けて今年度から新しい教科書に変わっておりますが、そうすると、新しい教科書の使い方を実際に教員が聞きたいということが出てきたり、教科書会社もこういうふうに使ってくださいというような使い方について伝えたいということがあります。それがちょうど中学校の採択と被ってしまっているという部分はあるのかなと思ってしまして、実際に昨年度末にかけて教科書会社からの問い合わせ等が市教委にも何件ありました。

○見浪教育長

他に何かご質問等ございますか。資料１－２の文科省通知の中に本市教育委員会での事案についても記載されているということでございますので、まだまだやはり本市教育委員会に対する世の中の視線は厳しいものがあると思っております。自ら作ったルールをしっかりと遵守して教科書採択の事務に取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

よろしいでしょうか。それでは議案第１１号 令和７年度使用教科用図書(中学校)採択事務について、決定ということにさせていただいてよろしいでしょうか。

○委員

「全員挙手」

○見浪教育長

ありがとうございます。それでは、議案第１１号について、決定ということにさせていただきます。

続きまして、議案第１２号 令和６年度 教職員研修に関する方針について、学校教育課長、説明願います。

○岸学校教育課長

議案第12号 令和6年度 教職員研修に関する方針について、ご説明させていただきます。資料8をご覧ください。3月の定例教育委員会会議におきまして、学力、生徒指導、支援教育の方針を示させていただきましたけれども、今回は研修に関する方針を4月に説明させていただく形となりました。

まず、令和6年度における藤井寺市が育成をめざす資質・能力について、「①専門的知識、広く豊かな教養、これらを基盤とした実践的指導力の育成、②時代の変化や自らのキャリアステージに応じて求められる資質能力を高めるために、生涯にわたって自律的・継続的に学ぶ教員の育成、③経験年数の少ない教員が増える中「チーム学校」の考えの下、多様な専門性を持つ人材と効果的に連携・分担し、組織的・協働的に諸課題の解決に取り組む力の育成」の3点になります。

2. 藤井寺市教育委員会が実施する研修の視点に示させていただいていることを基に、別紙「令和6年度 藤井寺市教職員研修一覧表」の通り、研修を計画しております。夏季休業期間を中心に、「授業づくり研修」や「人権教育研修」といった研修に加えて、教職員の自律的な学習を支援するために大阪教育大学オンライン教員研修プラットフォーム「OZONE」を活用した研修を予定しております。また、先進教育事業において、四天王寺大学と連携し、理科を通した子ども主体の“学び方”に向けた授業づくり等の研修を予定しています。

次に、3. 校内における研修の充実についてですが、各校における研修については、「令和6年度 藤井寺市学力向上プラン」を基に市内10校全てが、市の学力向上の課題や方針を共有した上で進めてまいります。各校の研究授業に学識経験者及び、市教育委員会の指導主事を派遣し、それぞれ学校のニーズに合った研究授業支援を行えるように取り組んでまいります。

教員免許更新制度の終了に伴い、令和6年度より全国的に新たな国システムでの研修履歴の確認や教員研修が求められています。教職員の過度な負担になることがないように大阪府教育センターや市教委研修との調整をしていきたいと考えております。

また、法定研修につきましては、大阪府教育センターで実施される研修だけでなく、それぞれの年代で身に付けてもらいたい資質・能力の育成に努めてまいります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の程、お願いいたします。

○見浪教育長

ただ今の件について、委員の皆さま、何かご質問等ございますか。

○足立委員

大阪教育大学の「OZONE」というものは、どのようなものなのですか。

○岸学校教育課長

基本的にはオンライン研修で大阪教育大学の各教授や各講師の方々に、研修をしていただく形になります。本市では、数学や国語、英語といった教科での研修はこれまでもさせていただいていたのですが、例えば、技術・家庭、美術といった教科に関しての授業作り研修はなかなか単独では難しいところがございましたけれども、今回大阪教育大学の「OZONE」というオンライン研修の協定を結ぶことで、そういった教科のオンラインでの研修を定期的に見ることができ、実際に市や

大阪府教育センターでの研修等も絡めながら、この「OZONE」を活用していくことができたかと考えておりました、今年度の1年間は試験運用という形で取り組ませていただく予定をしております。

○足立委員

こちらは世間で一般的に評価されているものなのですか。

○岸学校教育課長

まだこちらは企画が始まってからほとんど経っておらず、オンラインの研修システム自体が今年から運用されているところがありまして、堺市などの大きな市町村といろいろやっていくということは聞いているのですが、本市のような小さいところで協定を結んでやらせてもらうのは初めてだそうですので、逆に本市が初めての自治体であると考えていただいてもいいかなと思っています。

○見浪教育長

実証モデル実施という感じですか。

○岸学校教育課長

その通りです。

○見浪教育長

こちらは何年かモデル実施するのですか。それとも令和6年度だけですか。

○岸学校教育課長

まずは今年度にモデル実施をさせていただく形になっております。来年度以降どういう形になるのかは、振り返りも踏まえた上でまた大阪教育大学とも話し合いをしながら、再検討という形になるのかなと考えております。

○見浪教育長

ちなみに、市教委が実施する研修と校内における研修と法定研修があるんですけど、それらのすみ分けや関わりというのは、どういう感じになっているのですか。

○岸学校教育課長

市教委の研修は、市の課題が一定明らかになっていますので、その課題に則した形でテーマを決めさせていただいて実施しています。府の法定研修というのは、初任者・2年目・5年次・10年経験者という形でそれぞれあるのですが、特に初任者研修や10年経験者研修については非常にボリュームがありまして、毎月のように教育センターでその年代に合わせた形の研修を受けることとなります。また、教育センターが一般募集のような形で実施している研修もございまして、その研修に関しては、教員であれば誰でもアクセスして自身が興味のあるものを選んで受けることができるのですが、やはり対面式となってしまうと学校現場を離れてしまう形となってしまう、なかなか難しい部分もありますので、オンラインに特化したような今回この「OZONE」というシステムを入れることによって、現場の先生方の

学びに対する要望を満たすことが一定できるのではないのかなと考えております。

○見浪教育長

ありがとうございました。他に何かご質問等ございますか。

○原委員

教職員研修は、すごく大事だと思います。保護者の立場からしますと、子どもたちが学校に通って春にクラス分けがありますが、こういった研修をしっかりとやっていただいていい先生を増やしていってもらおうと、やはり子どもたちもその先生に習ったことがすごく心に残って、学校の先生を目指そうとか先生になりたいなと思う子どもも増えていくと思いますし、やはり志望する人が少なくなっている教員という仕事に魅力を持って、志望する人も増えていくのではないのかなと思います。

資料8の「2. 藤井寺市教育委員会が実施する研修の視点」の項目⑦についてですが、児童生徒・保護者対応の研修を実施するとあるのですが、なかなかこの時代は、先生方の話を理解してくれない親とか、話を聞いてくれない親が多分いらっしゃると思うのですが、この保護者対応の研修というのは実際どういうものなのでしょう。話を聞くだけではなくて、実践的な研修であるとかどういったことをされるのか教えてください。

○岸学校教育課長

スクールソーシャルワーカーなどに実際に講師として研修を行っていただいています。そこでは市内や他市でいろいろ経験されたことであるとか、いろいろ対応が難しかったことということ具体的にこういうふうなことが起こったときに先生方どうしますかというような形で研修において必ず取り入れてもらって、それをグループで考えたりとか、もちろんそのときには生徒指導の先生も来られていますし、逆に生徒指導を今後するかもわからないといった先生も来ていただいているんですけども、そういった先生方がグループになってディスカッションして話をするといった研修もさせていただいています。

○見浪教育長

他に何かご質問等ございますか。

○富山委員

「OZONE」というオンラインの研修システムについては、素晴らしい取り組みが始まるんだなと期待しています。ただ、子どもたちがやる気になるスイッチの入れ方のポイントを、各教科においてぜひ大学の先生方に聞いてほしいなと思います。先生自身の授業作りに対する研修がいかんストレートにうまくできるようになったとしても、個々の子どもたちのやる気が起こるかどうかなというところとリンクするかどうかはわからないと思っています。専門家の先生方は、興味を示さない子どもたちにどうすれば振り向いてもらえるのかということについて、分析されていると思いますので、専門家だからこそどういふふうに見ておられるのかというところに興味がありますし、何かそのあたりのポイントが聞くことができましたらまた教えてほしいです。すごく興味深い研修だなと感じました。

○見浪教育長

ありがとうございます。子どもの主体性をどう引き出していくかということが非常に重要視されていて、子どもたちにどう考えさせるのかというところに軸足を置いた研修というものになっています。他に何かご質問等ございますか。よろしいでしょうか。

それでは議案第12号 令和6年度 教職員研修に関する方針について決定することにさせていただきます。

次に、報告事項に移ります。報告事項につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び藤井寺市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により、教育長として専決しておりますので報告させていただきます。

まず、報告第5号 藤井寺市教育委員会事務局事務処理規程の一部改正について、教育総務課長、説明願います。

○中村教育総務課長

報告第5号 藤井寺市教育委員会事務局事務処理規定の一部改正について、ご説明いたします。資料9をご覧ください。

令和6年4月1日に実施しました組織機構改革に伴いまして、市民病院が廃院となり、部としては11部あったものが10部になりました。

また、課の数は35課と変わらないのですが、名称の変更等があり、表記等について見直す必要があったため、所要の改正を行おうとするものです。以上でございます。

○見浪教育長

ありがとうございました。ただ今の件について、委員の皆さま、何かご質問等ございますか。よろしいでしょうか。それでは報告第5号 藤井寺市教育委員会事務局事務処理規定の一部改正について、承認ということにさせていただきます。

続きまして、報告第6号 藤井寺市教育委員会公印規則の一部改正について、教育総務課長、説明願います。

○中村教育総務課長

報告第6号 藤井寺市教育委員会公印規則の一部改正について、ご説明いたします。資料10をご覧ください。

昨今、自治体のDX化・ペーパーレス化が進んでおり、また行政手続における押印の見直しも進められている中で、部長公印については、その使用頻度及び押印の必要性が低下しておりまして、今後の公印管理事務の効率化を図るため、市長部局においては藤井寺市公印規則に基づき、公印を廃止しようとしております。

つきましては、教育委員会においても、同理由により市長部局に倣い、部長公印を廃止しようとするものです。以上でございます。

○見浪教育長

ありがとうございます。ただ今の説明につきまして、委員の皆さま、何かご質問

等ございますか。よろしいでしょうか。それでは報告第6号 藤井寺市教育委員会公印規則の一部改正について、承認ということにさせていただきます。

続きまして、報告第7号 人事異動の専決処分の承認を求めることについて、教育総務課長、説明願います。

○中村教育総務課長

報告第7号 人事異動の専決処分の承認を求めることについて、説明させていただきます。資料はございません。

4月1日付の市の人事異動に伴い、教育委員会事務局の人事異動がございました。教育委員会への転入及び転出につきましては、課長級が転出1名、転入1名、課長代理級で転出4名、転入6名、チーフ級で転入3名、係員で転出4名、転入5名、再任用職員転出1名、転入1名の異動がございました。結果6名の増員となっています。

内示後、4月1日まで時間がございましたので、教育長が臨時に代理し、人事異動の発令をさせていただきましたので、ご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いいたします。続いて、こども施設課長から説明をお願いします。

○井口こども施設課長

続きましてこども施設課より、報告第7号について、ご説明させていただきます。

4月1日付の市の人事異動に伴い、市立幼稚園の人事異動がございました。転出で課長代理級が1名、転入で課長代理級が2名の異動、副主査教諭への昇格が1名ございました。

内示後、4月1日まで時間がございましたので、教育長が臨時に代理し、人事異動の発令をさせていただきました。

なお、人事異動に加え、4月1日付の機構改革に伴いまして、昨年度まで、こども未来部は、子育て支援課、こども施設課、保育幼稚園課の3課体制でございましたが、子育て支援課、こども施設課、こども育成課の3課体制に再編いたしました。

これに伴いまして、保育幼稚園課で補助執行しておりました市立幼稚園の人事異動関係の事務につきましては、こども施設課所管となりましたことを申し添えさせていただきます。ご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いいたします。以上です。

○見浪教育長

ありがとうございます。ただ今の説明につきまして、委員の皆さま、何かご質問等ございますか。よろしいでしょうか。この組織図とかは、委員さんへお渡ししているのでしょうか。

○中村教育総務課長

今のところお渡ししていませんので、後日、お渡しさせていただきます。よろしくをお願いします。

○見浪教育長

課長代理や主幹といった役職者をわかっていただいていた方がいいと思いますので、また教育委員の皆様にお渡しいただくようお願いいたします。他に何かご質問等

ございますか。よろしいでしょうか。それでは報告第7号 人事異動の専決処分の承認を求めることについて、承認ということにさせていただきます。

続きまして、報告第8号 藤井寺市青少年指導員の委嘱について、生涯学習課長、説明願います。

○杉多生涯学習課長

報告第8号 藤井寺市青少年指導員の委嘱について、報告させていただきます。資料11をご覧ください。

去る令和6年3月31日をもって2か年の任期が満了となりました。これを受け、令和6年4月9日に委嘱式および総会、定例会を執り行いました。

清水会長をはじめ、別紙名簿の28名に委嘱したことを報告いたします。

なお、任期は令和8年3月31日までの2か年となります。

また、小中学校教職員5名につきましては、各学校長より推薦していただき、現在委嘱状を作成している段階でございます。

配布の資料には、提出期限の都合上、教職員名は記載できておりませんが、口頭にて報告させていただきます。

藤井寺小学校教諭の宇田義宏氏、道明寺南小学校の茅原真人氏、藤井寺中学校教諭の吉田純也氏、道明寺中学校教諭の大鳥亮太氏、藤井寺第三中学校教諭の天見翼氏でございます。

教職員の任期につきましては人事異動の可能性を考慮し、令和7年3月31日までの1か年となります。なお、いずれも令和6年4月1日に遡及し、委嘱を行うものでございます。以上でございます。

○見浪教育長

ありがとうございます。ただ今の説明につきまして、委員の皆さま、何かご質問等ございますか。よろしいでしょうか。それでは報告第8号 藤井寺市青少年指導員の委嘱について、承認ということにさせていただきます。

続きまして、報告第9号 史跡古市古墳群整備検討委員会委員の委嘱について、文化財保護課長、説明願います。

○新開文化財保護課長

報告第9号 史跡古市古墳群整備検討委員会委員の委嘱について、ご報告させていただきます。資料12をご覧ください。

史跡古市古墳群整備検討委員会の今西純一委員が令和6年3月31日付で辞職されました。同委員は、造園学・緑地環境計画を専門とされています。このことから、後任といたしまして、起案決裁の上、近畿大学総合社会学部教授の今西亜友美氏に委員を委嘱いたしましたので、ご報告いたします。

委嘱内容といたしまして、委員会名は史跡古市古墳群整備検討委員会、委嘱委員名は今西亜友美氏で近畿大学総合社会学部環境・まちづくり系専攻教授です。委嘱期間は令和6年4月1日から同年9月30日。なお、前任者の任期が令和6年9月30日であるため、後任者の委嘱期間は、それを引き継いだ期間とします。今西亜友美氏は、近畿大学にて造園分野の研究者として教鞭をとられています。さらに古市古墳群を対象として、現在の生物相や過去の植生に関して研究が行われています。

これらのことから、同氏は、史跡古市古墳群整備検討委員会の委員として、その知識能力を十分発揮され、史跡古市古墳群の保存活用及び整備の推進に大きく寄与いただけるものと考えられ、適任であると思われます。

史跡古市古墳群整備検討委員会は現在委員が6名おられ、資料12の3枚目にすべての委員の氏名と現在の所属を示しておりますが、例年、年間4～5回開催をいたしております。

今西委員を加えました令和6年度の委員会の予定内容といたしましては、令和5年度、6年度で進めております史跡古市古墳群整備基本計画の改定及び現在発掘調査を実施しております唐櫃山古墳の整備について、専門的見地からの指導助言をいただくことを考えております。以上でございます。

○見浪教育長

ありがとうございます。ただ今の件について、委員の皆さま、何かご質問等ございますか。

○足立委員

今西純一氏から今西亜友美氏に変わりましたが、こちらの方々はご家族であるとか何か関係がある方々なのですか。

○新開文化財保護課長

ご夫婦で、今西純一氏の配偶者にあたります。委員の辞職にあたりましては、後任者の方を前任者の方のご意見を得た上で選任させていただくのですが、今回は偶然配偶者であるということになるんですけれども、実績として古市古墳群の植生などについて、これまでも実際現地に来られて我々も一緒に学ばせていただいたこともありますし、フィールドワークも研究されたりしておられますので、そういった面で適任の方であるとは考えております。以上でございます。

○見浪教育長

ありがとうございます。他に何かご質問等ございますか。よろしいでしょうか。それでは報告第9号 史跡古市古墳群整備検討委員会委員の委嘱について、承認ということにさせていただきます。

続きまして、報告第10号 令和6年度一般会計予算について、教育総務課長、説明願います。

○中村教育総務課長

報告第10号 令和6年度一般会計予算について、報告させていただきます。資料13をお願いいたします。

それでは内容の説明ですが、本件は3月定例市議会へ提出されておりました令和6年度藤井寺市一般会計予算のうち、教育委員会所管部分の予算について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び、藤井寺市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理して市長へ申し出ましたので、ご報告させていただくものでございます。資料を見ていただきたいのですが、令和6年度藤井寺市一般会計予算のうち、教育委員会

所管の予算は1ページ目が歳入になっていまして、歳入合計が5億5,859万1千円、歳出予算は次のページで20億5,584万6千円となっております。歳出予算におきまして、約2億2,300万円の増加となっております。

それでは、令和6年度の主な予算内容について、各課から説明させていただきますので、よろしくご審議のうえ、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

教育総務課の主な予算につきまして、事業概要をご説明させていただきます。

まずは、安心・安全な学校づくりとしまして、各小学校に安全監視員を配置し、防犯カメラと併せて不審者侵入防止に努めます。

次に、令和2年度から小中学校で取り組んでおりますGIGAスクール構想事業としまして、児童生徒1人1台のタブレット端末、校務用端末、LAN配線やサーバーのリース使用料を計上しております。

R6年度におきましては教員用のPC端末の入れ替えを行います。

そのほかにも、小中学校の就学援助制度の実施に要する費用等、小中学校の管理運営に要する経費を計上しております。

資料の方ですが、歳出の金額が、1教育総務費の2.事務局費で2,100万円、10%の増となっております。主な要因ですが、事務局職員の人件費で1,000万円、シルバー人材センターに依頼している小学校安全監視員や校務員の時給アップ分250万円、クビアカツヤカミキリによる桜剪定費450万円等が挙げられます。

その下の小学校費と中学校費で減額となっているのですが、こちらは光熱水費、電話代、就学援助費などその年によって増減があるものにつきまして、過去の実績ベースでの予算化となったために減額となったものです。教育総務課からは、以上でございます。

○岸学校教育課長

次に、学校教育課の主な予算につきまして、ご説明させていただきます。

最初に教職員の働き方改革に関連する予算として、部活動あり方検討委員会の委員報酬を28万5千円計上しております。昨年度は補正予算で対応しましたが、今年度は、年度当初より予算計上しております。また、中学校における自動採点システムを導入する費用として38万6千円を新規で予算計上しております。昨年度、市内3中学校で試験実施をした結果、採点時間が3分の1程度に短縮したとの報告があり、令和6年度より本格的に運用してまいります。さらに、経費については、市人事課が一括所管しているため、学校教育課の予算書には記載されておきませんが、学校教育課で会計年度任用職員として、ALT、スクールサポートスタッフ、部活動指導員、専科指導教員を雇用しております。

次に、学校給食費の値上げ分を助成するために、2,062万5千円の予算を計上しております。昨年度は2学期の4カ月間を学校給食費無償化に取り組みましたが、今年度は年間を通して、保護者負担額の値上げ分を支援してまいります。

次に、支援教育関係として、今年度より市内全校で通級指導教室が複数設置されました。また、肢体不自由訓練士の訪問を1校分増やすために、20万円を増額して予算計上するとともに、教育総務課の予算になりますが、昨年度より介助員を2名増員し、支援教育の充実に努めてまいります。

次に、いじめ、不登校、虐待等の諸課題をチームとして支援するために、スクー

ルソーシャルワーカーの配置回数を増やす予算として、44万4千円を増額して計上しております。これまで以上に、SSWがいじめ等の緊急支援やケース会議に参加したり、虐待等の関係機関と連携についても助言や支援を行ってまいります。

最後に、英語教育については、発話や発音したことをAIで評価できるデジタル学習ツール「Base in Osaka」のモデル校として、第三中学校が府の指定を受けており、その調査研究費として20万円の予算を計上しております。授業活用だけでなく、家庭学習の取組にも活用していくことで、英語力向上をめざしていきたいと考えております。

○新開文化財保護課長

文化財保護課の予算につきまして説明させていただきます。

文化財保護課では、世界遺産の保全・継承に関するものとしては、大阪府・堺市・羽曳野市・藤井寺市で構成する百舌鳥・古市古墳群世界遺産保存活用会議、羽曳野市・藤井寺市で構成する古市古墳群世界遺産連絡会議の各負担金などの経費を計上しております。

歴史資産の保全に関するものとしては、国史跡指定地の公有化と管理、史跡古市古墳群整備基本計画の改定、史跡以外の歴史資産の保全などの経費を計上しております。

国史跡指定地の公有化につきましては、史跡古市古墳群の用地の一部の買い上げを行います。また、公有化した国史跡指定地の除草清掃といった管理にかかる経費を計上しております。

史跡古市古墳群整備基本計画改定につきましては、羽曳野市と共同で、令和5・6年度の2か年で実施しております。令和6年度も、関係機関との協議、各種委員会等での審議検討、世界遺産の遺産影響評価などを行い、史跡古市古墳群整備基本計画を改定します。

史跡以外の歴史資産の保全につきましては、重要文化財に指定されている水鳥形埴輪の保存修理を行う経費を計上しております。この事業につきましては、経費の50%について国庫補助金を得て、残りの経費については朝日新聞文化財団の助成を得て実施します。また、藤井寺市指定文化財への指定を含めた市内の歴史資産の保存活用を図ることを目的として、藤井寺市文化財保護審議会の開催にかかる経費を計上しています。

上記を含めた文化財保護費といたしましては、令和6年度当初予算額は令和5年度よりも5,020万1千円の減額となっています。この主な要因といたしましては、史跡買い上げ事業の減額によるものです。以上、文化財保護課の予算をご説明させていただきます。

○杉多生涯学習課長

生涯学習課の予算につきまして説明させていただきます。

まず、社会教育総務費の4,275万9千円は、職員の人件費のほか、大阪府及び南河内地区社会教育振興協議会負担金などの経費でございます。

昨年度予算額との比較といたしましては、152万6千円の増額となっております。その主な要因としては、人件費の増加によるものです。

次に、公民館費136万8千円の主な内容としましては、文化教室、各種公民館

講座等の講師謝礼、公民館長及び社会教育指導員といった会計年度任用職員の費用弁償などの経費でございます。

昨年度予算額との比較といたしましては、10万6千円の減額となっております。その主な要因としては、講師謝礼の減少によるものです。

続きまして、青少年総合対策費2,012万8千円の主なものとしましては、青少年指導員報酬、放課後子ども教室や学校支援地域本部事業の地域学校協働活動推進員、コーディネーター及び安全管理員等の報償費、青少年指導者講習会などの講師謝礼、放課後児童会システムに係る保守料、八尾市への放課後児童健全育成事業事務委託料、放課後児童会川北地区児童送迎用バス運行業務委託料、青少年活動事業のためのバス借上料、そして青少年健全育成藤井寺市民会議負担金、各種団体に対する補助金でございます。

昨年度予算額との比較といたしましては、464万6千円の増額となっております。その主な要因としては、新規予算として放課後児童会システム改修委託料の増加によるものです。

最後に、生涯学習センター費8,467万8千円の主な内容としましては、職員の人件費のほか、生涯学習審議会委員報酬、光熱水費及び建物総合管理業務委託料など生涯学習センターの運営に係る経費、また、PTAと連携して実施する人権啓発講座の講師謝礼、各種団体への補助金などでございます。昨年度予算額との比較といたしましては、681万2千円の増額となっております。その主な要因としては、人件費の増加によるものです。以上でございます。

○八木スポーツ振興課長

スポーツ振興課の予算につきまして説明させていただきます。

まず、保健体育総務費の7,167万1千円は、スポーツ振興事業や、屋外体育施設の維持管理に要する経費で、その主なものとしましては、スポーツ推進委員の報酬、小中学校体育施設の開放事業や屋外体育施設の修繕料、並びに屋外体育施設総合管理業務や草刈り業務などの委託料のほか、ニュースポーツ普及事業、市民マラソン大会事業及び藤井寺市体育協会事業の補助金でございます。

昨年度予算額との比較といたしましては、約1千万円の増加となっております。その主な要因としては、人件費で約800万円の増、新規予算として、クビアカツヤカミキリ被害による桜剪定費170万円によるものです。

次に、市民総合体育館費の1億1,236万円は、市民総合体育館及び市民プールの維持管理運営に要する経費で、その主なものは、建物総合管理業務や市民プール管理業務などの委託料に加え、市民総合体育館耐震補強等工事に伴う設計業務委託料となっております。

昨年度予算額との比較といたしましては、約4,500万円の増加となっております。その主な要因としては、プール管理業務委託料で約540万円の増、新規予算として、プールろ過装置の修繕料で約395万円、そして市民総合体育館耐震補強等工事に伴う設計業務委託料として3,610万円を計上しております。以上でございます。

○國頭図書館長

図書館の予算につきまして説明させていただきます。

図書館費の8,689万9千円は、子どもの読書推進のための児童書の充実や古代史料を含む図書購入費のほか、学校図書館連携を含めた蔵書管理電算システムの利用料および保守料、ボランティア育成のための講座に係る講師謝礼等を計上しております。

また、耐震補強工事に伴う設計業務委託料として240万円を計上しております。昨年度予算額との比較といたしましては、639万2千円の増額となっております。その主な要因としては、図書購入費の増加と耐震補強工事に伴う設計業務委託料によるものです。以上でございます。

○井口こども施設課長

それでは、こども未来部関係である項4、目1の幼稚園費について、ご説明させていただきます。

令和6年度当初予算額が3億7,270万円となっており、令和5年度当初予算と比較いたしますと約1億5,600万円の増額となっております。この要因といたしましては2点ございまして、1点目は、道明寺こども園の認定こども園化により市立幼稚園が1園減ったことに伴い、人件費（給料・職員手当等・共済費）が約4,000万円の減額となっております。2点目は、予算科目の精査によりまして、認定こども園の1号認定こども部分への教育・保育給付費を民生費から教育費に移管したこと等によりまして、約2億円の増額となったものでございます。

続きまして、幼稚園費のうち、こども施設課分の予算について説明させていただきます。

内容としましては、子どもたちが安心して日々を過ごし、健やかに成長していけるよう、安全で快適な教育・保育環境の提供のため、幼稚園医にかかる報酬、園外保育等で必要となる経費、公立幼稚園での活動に要する消耗品や原材料費、施設や設備の維持管理に係る修繕料、手数料、委託料等を計上しております。

また、市内の幼児教育保育の充実をめざし、幼稚園教諭の研修にかかる講師謝礼及び負担金や、幼稚園等教育研究会に要する経費、スクールフレンド活用事業費等を計上しております。以上でございます。

○村本こども育成課長

続きまして、こども未来部こども育成課分の説明をさせていただきます。

こども育成課では、幼稚園費について予算計上をしています。内容としましては、卒園・修了証書作成等のための消耗品費、印刷製本費、また、日用品・文房具等の購入に要する費用等の実費徴収に係る補足給付補助金を計上しております。以上でございます。

○見浪教育長

ありがとうございました。ただ今の件について、委員の皆さま、何かご質問等ございますか。よろしいでしょうか。それでは報告第10号 令和6年度一般会計予算について、承認ということにさせていただきます。

続きまして、報告第11号 教育委員会の後援名義等使用について、中村教育総務課長、説明願います。

○中村教育総務課長

報告第11号 教育委員会の後援名義等使用について、ご説明させていただきます。資料14をご覧ください。

今回の報告につきましては、令和6年3月分の使用承認で専決処理をしたものでございます。内容につきましては、資料14の表の7件でございます。

以上、藤井寺市教育員会後援名義等使用承認事務取扱要綱第3条第2項に基づき報告させていただきます。以上です。

○見浪教育長

ありがとうございます。ただ今の説明につきまして、委員の皆さま、何かご質問等ございますか。よろしいでしょうか。それでは報告第11号 教育委員会の後援名義等使用について、承認ということにさせていただきます。

続きまして、その他報告事項 令和6年度第1回定例市議会一般質問について、大山教育部長、寺田教育監、説明願います。

○大山教育部長、寺田教育監

《市議会定例会一般質問について説明》

○見浪教育長

ありがとうございました。ただ今の件について、委員の皆様、何かご質問等ございますか。よろしいですか。それでは全体を通じまして、何かご質問等ございますか。よろしいですか。ありがとうございます。

本日予定しておりました案件は、全て終了しました。それでは、以上をもちまして、3月定例教育委員会議を終了させていただきます。

本日はありがとうございました。

会議事項が終了したので、閉会を宣する。

午後3時23分